公　　告

鳴門病院労働組合から秋闘・年末一時金の要求に関して令和８年11月５日以降、同組合員が従事する次の職場において争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第４７８号）第10条の４第４項の規定により公告する。

令和８年11月２日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

鳴門市撫養町黒崎小谷32番

地方独立行政法人徳島県鳴門病院構内及び全職場